

宍粟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宍粟市公平委員会委員長 釜田道夫

宍粟市公平委員会規則第1号

宍粟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成17年公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

宍粟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成17年公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関区分	管理職員等（職名）	機関区分	管理職員等（職名）
[略]		[略]	
総合病院	院長 医療監 参与 副院長 <u>室長</u> <u>局長</u> 部長 副部長 次長 課長 副看護部長 副室長 看護師長 技師長 科長 副課長 部長補佐 技師長補佐 科長補佐 総務係長 財政係長	総合病院	院長 医療監 参与 副院長 <u>室長</u> <u>部長</u> <u>部参事</u> 副部長 次長 課長 副看護部長 副室長 看護師長 技師長 科長 副課長 部長補佐 技師長補佐 科長補佐 総務係長 財政係長
[備考 略]		[備考 略]	
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。